（情報提供者による特定個人情報の提供の方法等）

第四十六条　令第二十八条の規定による特定個人情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、内閣総理大臣が定める。

［２　略］

３　令第二十八条のデジタル庁令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一　略］

二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が定める事項

（情報提供等の記録等）

第四十七条　法第二十三条第一項第四号のデジタル庁令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一　略］

二　法第十九条第八号の規定による提供の求めが法第二十一条第二項各号に掲げる場合に該当する場合はその旨

三　前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が定める事項

［２　略］

３　内閣総理大臣は、法第二十三条第三項に規定する記録について、当該記録を管理するために個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号を用いて、当該記録に係る特定の個人を識別するものとする。

（法第十九条第九号の規定による特定個人情報の提供）

第四十八条　第四十一条から前条までの規定は、法第十九条第九号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［表略］

（特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任）

第四十九条　都道府県知事、市町村長、一部事務組合の管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあっては、理事会。次項において同じ。）若しくは広域連合の長（同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあっては、理事会。次項において同じ。）又は被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第六条第一項に基づき内閣総理大臣が指定した被災者生活再建支援法人（次項及び次条第一項において「支援法人」という。）は、機構に、次に掲げる事務に係る法第二十三条第一項に規定する電子計算機及び法第二条第十四項に規定する電気通信回線の一部の設置及び管理に関する事務（以下「特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務」という。）を行わせることができる。

一　法第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供の求め

［二　略］

［２・３　略］

第五十七条　［略］

２　指定都市についてこの省令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

（情報提供者による特定個人情報の提供の方法等）

第四十六条　令第二十八条の規定による特定個人情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

［２　同上］

３　令第二十八条の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一　同上］

二　前号に掲げるもののほか、総務大臣が定める事項

（情報提供等の記録等）

第四十七条　法第二十三条第一項第四号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一　同上］

二　法第十九条第七号の規定による提供の求めが法第二十一条第二項各号に掲げる場合に該当する場合はその旨

三　前各号に掲げるもののほか、総務大臣が定める事項

［２　同上］

３　総務大臣は、法第二十三条第三項に規定する記録について、当該記録を管理するために個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号を用いて、当該記録に係る特定の個人を識別するものとする。

（法第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供）

第四十八条　第四十一条から前条までの規定は、法第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［表同上］

（特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任）

第四十九条　［同上］

一　法第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供の求め

［二　同上］

［２・３　同上］

第五十七条　［同上］

２　［同上］